

## 子育て世帯訪問支援事業について

### 1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に実施します。

なお、令和6年度まで養育支援家庭訪問事業で実施していた子育て支援員による育児・家事への援助は、本事業に統合し対応します。

### 2 事業の概要

対 象 者	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者</li> <li>・食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者</li> <li>・若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦</li> <li>・その他、事業の目的を鑑みて、町が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）</li> </ul>
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）</li> <li>・育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）</li> <li>・子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）</li> </ul> <p>※ 保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供</li> <li>・支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、町への報告</li> </ul>
実 施 方 法	町社会福祉協議会、町シルバー人材センターに委託
利 用 者 負 担	なし
補 助 率	国 1/3 県 1/3

## 1 か月児健康診査について

### 1 事業の目的

出生後概ね1か月を経過した乳児が受診する健康診査に対し、費用の一部を助成することにより、疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図るとともに、子育て家庭を支援することを目的に実施します。

### 2 事業の概要

対 象 者	出生後概ね1か月を経過した乳児
実 施 場 所	出産した産婦人科等
実 施 方 法	県産科婦人科医会等に委託 ※里帰りする妊産婦家庭を考慮し、償還払いにも対応
補 助 金 額	6,000 円（妊産婦健診の補助券に追加） ※償還払いの場合は、6,000 円まで
継 続 支 援	健診結果は、町が2か月児育児相談、4か月児健康診査、妊婦等包括相談支援等に活用
補 助 率	国 1/2

## 妊婦歯科健康診査について

### 1 事業の目的

妊娠中の女性を対象に、歯科診療所において口腔健康状態を把握し、う蝕（虫歯）や歯周疾患等の早期発見・早期治療を行うとともに、妊娠中の歯科疾患を予防し、母体と胎児の健康を守ることを目的に実施します。

### 2 事業の概要

対 象 者	町に在住する妊娠届者及び転入妊婦
推奨受診時期	概ね安定期の12週（妊娠4か月）～27週（妊娠7か月）
健診回数等	1回（妊産婦健診の補助券に追加）。健診結果は、町が妊婦訪問指導時に受診状況と内容を確認し、妊婦保健指導に活用
実 施 方 法	逗葉歯科医師会に委託 ※里帰りする妊婦を考慮し、償還払いにも対応
利用者負担	なし ※償還払いの場合は、委託契約の上限額まで
補 助 率	なし（一般財源のみ）